

社会保険労務士事務所

金沢ロームオフィス通信

改正労働安全衛生法が成立しました

5 月 8 日、衆議院本会議にて、改正労働安全衛生法及び作業環境測定法が可決、成立。施行日は、別に記載のあるものを除き、令和 8 年 4 月 1 日。

◆改正の概要

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。〔一部は令和 9 年 4 月 1 日施行〕
- ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。〔一部は令和 9 年 1 月 1 日、同 4 月 1 日施行〕

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進〔公布後 3 年以内に政令で定める日施行〕

ストレスチェックについて、労働者数 50 人未満の事業場についても実施を義務化。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。〔公布後 5 年以内に政令で定める日施行〕
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。〔令和 8 年 10 月 1 日施行〕

4. 機械等による労働災害の防止の促進等

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、

不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。〔令和 8 年 1 月 1 日施行〕

5. 高齢者の労働災害防止の推進

高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表。 等

実質賃金 0.5%減、3 年連続マイナス

厚生労働省が 22 日に発表した 2024 年度の毎月勤労統計調査（確報）によると、実質賃金は前年度に比べて 0.5%減少し、3 年連続のマイナスとなった。2023 年度（2.2%）よりマイナス幅は縮小したが、物価の上昇に賃金の伸びが追いついていない状態が続いている。

2025 年春闘 賃上げ 5.38%

経団連は 22 日、大手企業（500 人以上）の 2025 年春闘での回答・妥結状況の第 1 回集計結果を発表した。平均賃上げ率は 5.38%で、前年同期を 0.2 ポイント下回ったものの、2 年連続で 5 % 台を超えた。平均賃上げ額は 1 万 9,342 円だった。

企業の熱中症対策 罰則付きで 6 月から施行へ（前月号にも記載）

厚生労働省は 4 月 15 日、企業に熱中症対策の強化を求める労働安全衛生法の省令改正を公交付した。暑さ指数 28 以上または気温 31 度以上の環境下（屋外含む）で、連続 1 時間以上または 1 日 4 時間を超えて実施が見込まれる作業がある場合、熱中症のおそれがある労働者を早期発見し連絡できる体制をつくることを企業に義務付ける。また、重症化を防ぐために応急措置や医療機関への搬送などの手順を事前に作成・周知することも求める。対応を怠った場合、6 カ月以下の懲役または 50 万円以下の罰金が科される。施行は 6 月 1 日。

連絡先や担当者、緊急連絡網、搬送先を定め、周知しておく → 熱中症の恐れのある労働者を見つける → 対処

熱中症のおそれのある者に対する処置の例(フロー図)

